

参議院地方行政委員会會議録第二十二号

昭和三十一年四月十六日(月曜日)午前十一時三十五分開会

委員の異動

本日委員横川信夫君及び岸長一君辞任につき、その補欠として佐藤順造君及び土田國太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
小林 武治君

委員

小幡 治和君
佐藤 順造君
佐藤 清一郎君
佐野 廣君
田中 啓一君
藤野 繁雄君
堀 末治君
加瀬 完君
松澤 兼人君
後藤 文夫君
土田國太郎君

國務大臣

太田 正孝君

政府委員

自治行政次官 早川 崇君
自治庁事務部長 奥野 誠亮君
文部省大学 学術局長 稲田 清助君
事務局 常任委員 福永興一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) これより委員會を開きます。

委員の異動がありましたので、御報告申し上げます。委員横川信夫君は本日辞任せられました。新たに佐藤順造君が委員に任命されました。

○委員長(松岡平市君) 地方税法の一部を改正する法律案並びに国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案、二案を便宜一括して議題に供します。

ただいま太田自治庁長官、早川政務次官、奥野事務部長が出席いたしました。委員の出席が揃いました。この機会に、なるべく太田自治庁長官に対する総括的な質疑をお願いしたいと存じます。質疑のあり方は、順次御発言を願います。

○小林武治君 自治庁長官がこの委員會においてになることができなかったことは、きわめて遺憾に存じます。そこで、前回私は、今度の税法改正案の中で、最も疑問のある納税しがたい税として、軽油引取税について、運輸大臣に質問をしたのでありますが、この質問の結果、従来政府は、ガソリン車

に比べてディーゼル車が非常に有利である、こういうことで、これの製造使用を政府として奨励して参ったのであります。しかるに、今回突然軽油について、一キロリットルについて六千円という過大な税の負担をかけることは、このディーゼル車優位をなくするものである。従って、政府の政策に矛盾をきたしておるのではないかという点とともに、今回の税が目的税としたために、同じ軽油について、課税するものとしないものとができて、そのために、微税上の混乱をきたす憂いがある。かような見地から、私は、目的税として、しかも地方税として、これを末端の販売機関において特別徴収するという制度は、きわめて不適当なことである、こういうふうに考えており、また、この結果は、ひいては運賃の値上げの動機となる、こういうふうな点から、私は、税そのものが不適当であると同時に、六千円がきわめて過大である、こういうふうな考え方をいたして、これに納得し得ないのであります。これは、これにつきましても、自治庁長官としては、将来さような点を認めて、再検討する意思があるかどうかということをも一つ大臣に伺っておきたいと思

います。

○國務大臣(太田正孝君) 大へん出席が不本意ながら実現しなかったことを皆さんにおわび申し上げます。軽油引取税について、だんだんのお説を拝聴いたしました。結局六千円が

高い、また目的税としてその方に使われるか、あるいは運賃の値上げ等が起らないか、これをこのまま通す考えか、こういうような点であったと思

います。なるほど一キロリットル六千円というのは高いように思われますが、揮発油税及び道路税の關係から見ますと、一万三千円になりました、多分

う理由がよくあげられたのでござい

また、これによりまして、目的税としての目的を達するが、こういうお言葉でございしますが、一般財源と違

て、はつきりした目的を示し、道路のために使うということになってお

る理由がよくあげられたのでござい

また、これによりまして、目的税としての目的を達するが、こういうお言葉でございしますが、一般財源と違

て、はつきりした目的を示し、道路のために使うということになってお

る理由がよくあげられたのでござい

かけまして、百万キロリットルの数字固めを申し上げた次第でございます。しかし、現実はどういうようになるかという事は、今後の見通しによらなければなりませんので、衆議院の付帯決議にもこの問題が取り上げられております。

なお、深く検討いたしますが、ただいままでの私の立場及びこの税に対する考え方は、やはり百万キロリットル、六千円という、百万キロリットルで免税のものを抜き、歩減りを除いた約六十五万キロリットルに対する六千円という考え方を申しておるわけでございます。これが通算等に及ぼす関係につきましては、運輸大臣等とも話したのでありますが、そのおそれなしというお言葉でございましたので、これをつけ加えておく次第でございます。

○委員(松岡平市君) 質疑の途中でございまして、委員の異動がありましてので御報告申し上げます。

委員岸良一君は辞任せられました。新たに土田國太郎君が委員に任命されました。

○小林武治君 今、私が特にお聞きしたいのは、免税などの非常に面倒な手続があつて、しかもそのために、非常に厳重な罰則もある。このために、地方の軽油販売業者は、できたならば、直ちに特別徴収義務者となることを辞退したいといふ、こういうふうな声さえ相対強ひ。私は、これはもっともだと思ふのでありまして、将来のこととしてでも、私は、この揮発油税のように譲与税にしたかどうか、こういう考え方を持っておるのではありませんか、そう

いうことは考えられませんか。

○国務大臣(太田正孝君) 免税の問題が非常に多いというお言葉及び徴税が非常に複雑になる、私も非常に項目も多いし、その点を心配しております。しかし、免税の点をやめまして、全面課税にいたしますれば、むしろ国税にするのが筋ではないかというように考へております。で、実施後の経過を見まして、御趣意の点は、ただいまのお言葉のように、特別徴収者になるのをいやがるという事実がわかりましたならば、これは考えなければならぬところでは、免税の問題が一番主になるが、中でも漁油——ボンボンなんかに使う問題などが一番めんどろな問題だと思ひます。徴税がうまくいかないという、いかなことはお言葉の通りでございますが、ただいまのところにおきましては、御趣意の点はよく考へて、実施後の経過を見守りたい、こう思つておる次第でございます。

○小林武治君 非常に問題になつてゐるのは、要するに免税の問題で、真相に通じない世間では、農林大臣が横車を押して、農林漁油等を免税したなどというところまで言われている。そういうふうな誤解まで受けるような徴税の仕方をしておる。しかも、今言うように、税が非常に高いからして、脱税あるいは横流しの非常に大きな例を作る。そうしてその結果は、軽油の販売業者がこれを負担しなければならぬ。こういうふうになることを私はきわめて心配をしておるのでありまして、これを国税にしますれば、たとえ免税があつても、そういうふうな問題が起きるのではないというふうな思ふのでありま

す。私は、大臣に特に申し上げておきたいのでありますが、税そのものとして、私は、あまり税を取るなというわけではございせんが、取り方がきわめて不適当である。こういうふうな複雑な免税をしたものを地方税とするところが不適当だということと同時に、これは免税に關係してくるのであります。税率がきわめて高い、こういうようなことを考へておるのであります。このことについて、私は、提案者としての自治庁長官に、今これを直せ、こういうわけではありせんが、今後そういうふうな面について、できるだけ早い機会に一つ検討をして、でき、そうしていけなければ、われわれの希望に沿うようにする、こういうふうな言明をせられるかどうかというところを一つお聞きしておきたい。

○国務大臣(太田正孝君) 国税と地方税の關係につきましては、少し私の見方が違つておるかも知れせんけれども、地方税にしたわけは、非常に免税の点が多い、全面課税でないという点、私の今地方税に向けた点でございまして、国税にした場合に、この免税をやつていくという事は非常にめんどろじやないかと思ひます、これは見方でございますが……

それから農林大臣に押されたというやうなことは、全く私自身としては、非常に不愉快な言葉でございまして、そんなことはございせんから、さよう御承知願ひたいと思ひます。これを実行する上において、将来検討しないかとお言葉の趣意によりまして、検討したいと思ひます。衆議院の付帯決議もあり、参議院のかようなお言葉もありますので、とくと検討いたしたいと考へております。

○小林武治君 免税の問題で非常に心配されるのは、これは、事務当局からのお答えでいいと思ひますが、一体免税の切符は、将来何月分にわたつて出されるということをおきめになったのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 有効期間を一年にいたしたいと、こういうふうな考へております。

○小林武治君 そういふことになると、一年分のもう購入とか、あるいは切符を出してしまふ、こういうことですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 希望に従ひまして、きめていきたいというふうな思つております。ごく少量しか使わな人でありまして、年間にいたしましては、農薬用の機械であります。農薬用の機械であります。と、ごくわずかの機械が多いと思つております。また、二、三リットルぐらいの免税証の発行も非常に手数がかかつてしまふので、単位としては十八リットル、こういうふうな考へていきたい、そうしますと、一年間でそれぐらいにしかならなというふうなものであるのじやないかというふうな思つております。そういうふうな意味で、有効期間を一年に限りたいというふうな考へておるわけであります。

○小林武治君 免税の切符を出すについて、またスキヤンダルが起る心配もあると思ひますが、それはどういふふうな考へておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 免税の場合に非常にむづかしいのは、農薬と漁業の關係だろつというふうな思つております。農薬の關係につきましては、それぞれの所有します機械、これによつ

て軽油の使用量というものを判断していきたい。漁船の場合には、漁船のエンジン、馬力数、こういうものを基本にして考へていきたいと存じておるわけでありまして、また、おっしゃいますやうないろいろな問題が起つてまいけませんので、關係の業界の協力もぜひ求めていきたいというふうな存じておるわけでございまして。

○小林武治君 農薬關係などは、農協が一括して購入するといふやうな話もあつたが、そういうことはございせんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 免税証の交付は、現実に軽油を使用いたします本人に渡していききたい、という考え方を持っておるわけでありまして、しかしながら、實際問題として、農薬をやつておる人などで、免税証の交付申請書も書けないといふやうな人もあるかも知れせんし、そういうやうなところから、部落単位なり、町村単位なりで、免税証の使用が共同して申請をする。その場合に、単位協同組合が事実上そのお手伝いをして差し上げる、こういうことはあり得るのじやないだろうかというふうな思つております。しかし、そういうことを一般的に考へてゐるのではありませんで、あくまでも免税証を使用する本人を原則にして考へていききたい。それが困難な場合には、部落単位なり、町村単位なりで代表者をきめまして、共同申請をすることも認めていくべきだろつというふうな存じております。

○小林武治君 今の農協一括購入なんというところに、非常に問題があるやうに聞いております。それから自動車は、公共団体それから公社、國、農

な規定がなされていますが、

○政府委員(奥野誠亮君) 担保は、物的担保でも人的担保でも差しかえないわけであります。保証人を立てます場合には、原則的には金融機関がよろしいのだというふうに存じております。

た点であります。が、順序不同に質問いたしますが、揮発油税のような形をとらないで、特別今度は軽油引取税のような形をとらなければならぬ理由はどこにあるのですか。

府県及び五大都市の道路関係の基準財政需要額は六十五億となつております。これに對しまして、昭和三十一年度におけるその額と、さらに今度の輕油引取税の平年度の換算額を加えます

年の三十万匁分に納金に充てては、勿
ておることになりますけれども、目的
税としてふやしたという意味は、非常
に希薄になる、とういことが懸念され
るわけですが、というのは、
目的税という形でとれだけふやして

この精製油の主税と伺いたい。思ふのでありますが、一応単に目的税として、軽油税だけをここに問題にいたしまして、あるいは都市計画税もございしますが、一般財源に対するところの税制というものに対しては、全然今度も

おふれになっておりませんが、どういう御構想でございますか。

○國務大臣(太田正孝君) この前、臨時国会のときに、私は、三十一年度において根本的な改正をしないと、皆様方に申したのでございますが、実際に今回行われましたものは、今まで問題にしたものは相当に取り上げまして、その意味においては、根本的な改正に手をふれたと思えます。十分でない点がございまして、たとえば地方制度調査会の御答申等の中で、漏れたものもございまして、大体におきましては、今回拾い上げたつもりでございます。しかしなお、根本的にさらに進んでやっております。これは、国税との関係がござい

うに、あるいは政府がこのたび御言明しておられますように、三十二年度を期して、国税とにらみ合いの上で、根本的に地方税制というものをとお変えになるのか。お変えになるとすれば、一体どういふところをお変えになるという御構想なのか。

○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の中の大きな問題は、地方自体の税と国の交付税との関係、これが財政計画上において、お言葉のように、赤字が出るか出ないかという問題につきましては、赤字の出ないよう措置をとって、赤字の少ないようにしております。しかし、地方税そのものは、全体の収入の中の確かに三割二分ぐらいしか当っておらんと思えます。今維持してみまして、地方税の負担は高いと思えます。これが一点でございます。もう一つは、地方税が直接税に相当強くかかっているのじゃないか。これも私の非常に心配している点でございます。こんな点を考えますと、地方税につきまして、どうやらやたらに、地方税がそんなに高かったら、交付税の方で回したらどうか。もちろん現在の収入の建前は、一方に地方税を高めて、他方交付税をからんで、並行してやっているわけでございます。よく世間でも、交付税をもっと多くしたらという議論、従って地方税の方よりも交付税の方に主力をおいたらどうかという御意見もござい

ますが、私の見方といたしましては、国の大きな三つの税、酒に法人税に所得税、六千四百六十四億圓と記憶しておりますが、これの四分の一にまで行つたというところは、地方財政から見まして、国家財政から見まして、非常に考えなければならぬところへ来

ておりますので、私としては、簡単に交付税をふやすという議論にも賛成することができないのでございます。しかし、これでいいかという、限界とは思いませんが、非常に大きなものなので、私の頭の中には強くたたかれていますのでございまして、従って、交付税の点を考えつつ、地方税をどうなおすかという問題になってきますと、非常に税源の少いときでございますし、世間には、あるいは販売税などを唱えらる方もございまして、こういうふうになりますると、どうしても国税と地方税との税源の按配ということが大きな問題になります。国の方でも相当に直接税が高い、こういう考えがある。地方税の方でも直接税が高い。その上に地方税の負担というものは、相当に私は今強いと思うのでござい

ます。でございまして、国税と地方税をあわせまして、どんなところへもってゆくか、そこからのみ合いにおいて、交付税をどういふふうにしていくか、こういうことになるかと思えます。私としては、まだきまつた案を持っておりませんが、三十二年度におきましては、一般の財政とからみまして、また地方財政の健全化ということにらみ合せまして、税の措置を国税と地方税との間にとつていきたい。どちらにいたしまして、交付税主義一本によれないことは言うまでもありませんが、交付税と地方税とのからみ合いということがどの点にいくのか。その地方税が国税との関係においてどういふところへ持つていっていいか。残されたる地方税源としての問題は、もう学者諸先生は大部分出しておられますけれども、今踏み切つて、どういふ税をどう

いうふうにしたらいいかというところまでは強く断言するところへ行つておりません。考え方といたしましては、交付税と地方税のからみ合い、地方税の中に国税との関係におきまして、どういふふうを持つていっていいか、私の考え方の方向はかような点でございます。

○加瀬完君 ただいま大臣の御説明のような方向は、これは長い間、自治庁当局も、今までの政府当局も、やはり考えて解決のつかなかつた問題点であると思つております。いろいろ小範囲における地方税の制度そのものは変つてきております。あるいは譲与税が赤字になつたり、あるいはそれをやめてみたり、いろいろ変つてきておりますが、根本的な問題というのはやはり解決できていない。特に近ごろ、地方の自主的な立場で赤字を解消しようというふうな強い線が出ておられますので、あるいは大税とか牛馬税とかシン税とか、こういった当然税対象とすること、問題がありそうなものの中で、荷車税といったようなものにまで税をかける。しかしながら、そういうようなものを取り尽したところで、地方自体の、大臣の御説明のように、税源といふものは相当無理がある。そうなつて参りますと、御指摘のように、交付税とからみ合せて考えなければならぬといふことになりまして、交付税といふものも、今の御説明のように、これがある程度ふやしていかなければならぬといふ御決定はまだ出ておらない。こうなつて参りますと、一体からみ合せて考えますと、どういふふうな点を一応来年度の結論として持つていこうとなさつておられるの

か、この点はまだ明瞭になつておらない。そこでこれは、政府で御決定になつておることでもないわけでありまして、から、御言明なさりますのに若干ごちゅうちよされるのはごもっともでございますが、長官の個人的な御見解でもけつてございまして、どうすべきであらうか、あるいは自治庁の御当局では、一応こんなような方向にしようかとは、すでにいろいろある程度話し合ひといふのは出尽しておることと思つたので、それらの点をもう少し具体的に御説明いただきたいのです。

○委員長(松岡平市君) ちょっと、大臣の御答弁の前に、皆様方にお知らせをいたします。ただいま本会議は、日程第二、公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案についての最後の反対討論が始まつたところでござい

ます。討論の予定された時間は約十分でございますから、四、五分後には採決があることと思つた。これは起立採決のようでございますが、もし採決に本会議においてになる必要を感じにる委員の方は、会議は委員の方の御都合のいいようにお取り計らいいたしますから、採決においでになつてくださつてございまして、もしまた、このまま採決の必要がないといふことであれば、継続して委員会は、いましばらく午前中やつていきたいと思つた。速記をとめて下さい。

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。○國務大臣(太田正孝君) 地方財政の根本的な問題になります。これは、各方面の御審議の場合に承ります場合に、地方としては、あの仕事もしたい、この仕事もしたいが、できない

じゃないか、財源はかくのごときものじゃないか。これをぱっきり線に出さなければならぬじゃないかというお言葉を承ります。私は、一般的に見まして、二十九年度を境とした過去の赤字解消の問題で、過去の点を考え、三十年代について、ともかくも補正等によりまして過ぎました。三十一年度も、ここに財政計画のもとに赤字をなくしていくとしてやっております。けれども、大きなつかみとしたしましては、私は、国の財政に地方の財政というものはちよつと一年以上おくれでおるのじゃないかと思ひます。国の方が大体におきまして地固めになったと申しますか、地方財政の現状というものはまだ地固めにいっておらぬと思ひます。従つて、これを財政の支出の面、収入の面と分つてみますると、まだ相当引き締めていくべきときではなからうか。国の財政より一年以上おくれでおるのじゃないか。もう少し引き締めていくべきときに、この税制あるいは公債政策もからみまして、どういふふうにやつていっていいか。税そのものとしては、何として地方の税金がばらばらにならぬように、先ほどお話しした、大税とか、いろいろなものまであつておるようでございますが、私の考え方といたしましては、税が普遍的にいくようにということが一つのねらいでございます。また地方が依存財源をねらい過ぎるということも、私は、戒むべき点ではないか、かような点につきまして、国の財政と地方の財政とは、方向的に置きましても、国の財政のあとをついておるような状況で、悪くいえば、地方財政をばったかしにされた、過去の為政

者をどうこう言うわけではありませんが、私としては率直にそういう感じが起つております。しかし、国、地方を通じての財政の状況としては、引き締めを要するときで、特に地方にその点が必要かと思ひます。従つて、その意味において、税の幅も考えなければならぬ、その他の財源の關係も考えなければならぬ。税そのものについては、なるべく普遍的なものをここに選んでいかなければならぬ、かように考えておる次第でございます。ごく大ざっぱでございますが、私の率直なる感じを申し上げた次第でございます。

○委員長(松岡平市君) じゃ、速記を(速記中止) それでは速記を起して。

○小林武治君 今、加瀬君から質問があつたのでありますが、いわゆる法定外独立税というものがだいたい出てきておる。しかし今大臣は、なるべく普遍的にこれをやりたいと言つておられますが、畜犬税というものは、ほとんどどう行われてきておるものではないかと思ひますが、これらを法定税にするというふうな点については、どんなお考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 御承知のように、二十四年までは、市町村の法定税目として犬税があつたのであります。固定資産税を設けました機会に、個別財産税のものはやめたわけでありまして、犬税がそれに当るか当らないか、いろいろ問題がございまして、それが、そういう意味でやめた次第でございます。しかし、法定外としてやつていきたいという市町村があります場合は、これは許可をしていくという方針をとつて参つております。最近、御承知のように、府県も非常に困つてきたものでありますから、市町村がやらなければならぬ、府県がやりたい、こういうふうなことで、教府県でやつております。法定税目に犬税を掲げること、私どもとしては適當ではないが、しかし、市町村がそういう税源まであさなければならぬ、また住民が納得するということなら、やむを得ないかと申しております。

○小林武治君 これは私は、相当国内に行われるのではないかと。従つて、場合によれば、また法定税に属する、こういうこともあつていいのじゃないかと思ひます。なお、この際問題にしておきたいのは、財産税みたいなものはやめた、こういうことを言つておられるのでありますが、最近また、自動車取得税というものが方々において問題になつてきておるのであります。いわばそういう文明の利器で、できるだけ多く利用されなければならぬものに対して、ガソリン税なり、道路税あるいは軽油引取税、非常に税が重なるのであります。自動車取得税といふものについては、大臣、どういふふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(太田正孝君) 一応初めに、政府委員からお答えをさせていただきます。

○政府委員(奥野誠亮君) 一応私からお答えいたします。自動車取得税は、流通税の形体に入るものだと思います。流通税といふことは、府県に、御承知のように、不動産取得税がございまして、不動産取得税の課税対象は、土地と家屋に限つておるのであります。土地家屋以外にも、いろいろなものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

ます。土地家屋以外にも、いろいろなものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

いものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

いものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

いものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

いものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

いものを買つた場合、そこに租税力を見出して、ある程度租税負担を認めてい

て申しますと、百貨店などで、商品切手を発行しております。この商品切手利用税といふものは、発行税といふまいしょうか、たとえば東京あたりでは、かなりな収入になるわけでありまして、それによってある程度の財源を得たい、その場合に、法定税目の引き上げをやるべきだといふ考えを持っておりませんが、自動車取得税に對しましては、決してそれを推遷する、そういうような考えを持っていないことを申し上げておきたいと思ひます。

なお、流通税でありますから、通脱の心配があるではないかという御意見でございます。これはしかし、自動車取得税の定め方によつて防げるのではないかと申しております。と申しますのは、現在の自動車税、これは主たる定置場所の府県において課税することにしたしております。自動車を買い置いた場合に、自動車取得税を取ると、この場合には行為地でありまうけれども、やはり主たる定置場所の府県がこれを課税していくことになると思ふのであります。従ひまして、かりに形は長崎県で取得したにしても、佐賀県で使つていきましても、おのずからそれらの自動車につきましても、主たる定置場所が佐賀県にならざるを得ない。そうすると長崎県で買つたにいたしましても、同じ人間が佐賀県に持つてきて使う場合に、佐賀県に定置場所を定めたときに、そこで自動車取得税を課すべきにならうか、そうすることによつて通脱を防ぐことができるのではなからうかと思つてゐるわけでございます。

○小林武治君 今の自動車取得税ですが、自動車というものは、もう文明生活に必須なものである、たとえば今の取得税、不動産のようによく最近取得税を課した、しかも、土地、家屋について、ある程度の免税点まで認めてゐる。そういうふうにしてこれを保護してゐる。自動車に取得税を課することについて、いろいろ問題があると思ひますが、こういうものは、われわれとしては、なるべく認むべきでないといふふうにしてゐる。政府の態度としては、これに對してどうされますか。

○國務大臣(太田正孝君) 問題がたとへば財政再建のためにどういふことをしたいといふ場合には、とめることはできないように存じます。一般的にすめて、税法として普遍的なものにしてかけるという気はない。その財政需要その他の關係をよく調べた上でなければ、にわかに許すべきでない、かように考へております。

○小林武治君 今のよう問題になると、要するになんでもかでも税、たとへばもう少しと、電気洗濯機税、何とかミキサー税、冷蔵庫税ができてくる、こういうことになる。これらのものは、一応物品税という制度が國税としてありますし、法定外独立税の認可というものは、これについては、もとより政府当局としては自分の考へ方があつていいのではないかと。向うから言つてくれればというやうなことでなく、税そのものの体系とか性質とかいふものについて、考へがあらつてしかるべきだと思ふ。単にその日暮しでもって、受け身でいくといふことであつてはよくない、どういふように思ひますが、どうですか、今の問題は……。

○國務大臣(太田正孝君) かような法

定外の税を免許するにつきましては、一応の方針があることは申し上げるまでもございせん。すなわち財政状況はどうであるか、もしくは従来の税についての滞納關係はどうであるか、いろいろな点を調べてやるべきでございしますが、一応原則といたしましては、私は、先ほど申し上げましたやうな意味におきまして、自主財源の意欲を阻害したくない、自主再建のためにみ強くこれを考へておる次第でございまして、一般的に、ただ来たら何でも許すという考へでないと、かように申し上げたいと思つてございします。

○小林武治君 もう一つ類似の税で、近ごろまた発電税といふものがいろいろ取り沙汰されておりますが、これもむろん法定外の独立税となると思つては、どういふふうにして考へておられますか。

○國務大臣(太田正孝君) 発電税につきましては、現に静岡県と新潟県と申請が来ております。固定資産税もかれば、事業税もかれば、その上に電気ガス税といふ消費税的なものもかかつてゐるのでございしますし、なお水利使用料、これは建設省關係が主管になつておりますけれども、こういう点なぞ考へてみますと、私としては輕々しく許すべきものではないといふ方に向つておるわけでございます。

○小林武治君 私、どうもこの法定外独立税といふやうなものは、税といふものは普通性と、そういうものからみまして、わざわざ法定税といふのがあるのですから、ただ一地方のそのときは作るべきじゃないと、どういふふう

に考へますからして、政府当局としても、これらに對処するには一つ、ある程度の確固たる基礎と申しますが、方針によつてやつてもらいたい、というふうなこの際希望しておきます。

○國務大臣(太田正孝君) 拝承いたしました。

○加瀬完君 先ほどの御説明があつたわけでありまして、大臣の御説明と、さらに提案理由の中に述べられております御説明を総合いたしますと、次のような点をまた伺いたくなると、いいますのは、この御説明の中に租税負担が先ほど御説明の通りに一応限界にきた。そこで一般的な租税負担という形で拡大をしていくわけには参りかねる。そこで受益者負担といふふな形をとりたいと、そのためには目的税制度を拡充しようとしてゐるんだ、こういうふうなお立場が明らかにされておりますが、租税負担が限界にきたといふことは、地方税に獨立的な租税といふものをいろいろ附加するといふことは限界があるかもしれせんけれども、交付税の問題が出ましたけれども、他の國税とのからみ合いの關係で、税源をふやすといふことは、まだ限界かどうかといふことは問題が残りと思ふ。それをそういう方法をあまりおとりにならないで、目的税制度を拡充しようといふ方法をとおりにするとすると、この目的税制度といふのは、もつとどんなやうな目的税といふものをお立てになるお考えですか。受益者負担といふことは、どういふ点で、もつと受益者負担といふものに肩がわりをさせていくといふお考えか。この点はいかがですか。

○國務大臣(太田正孝君) 加瀬委員に

お答え申し上げますが、目的税として今まで地方制度調査会で出しましたのが、これ以外にもう一つ消防施設税といふのがございまして、これは所管、所管と申しますか、保険業者にかける關係で、大蔵省が反對いたしましたために、今度はとり上げられなかつたんでございまして、ただいまのところ、目的税としてそれ以外に考へてゐるものはございせんのでございします。

○加瀬完君 それでは、目的税制度を拡充しようといふことが、単にこの軽油引取税と、それからこれから行われる消防の施設税だけだとすると、この文面といふものは、どうも地方財源を他にふやさないといふ口実に使われておるといふふうな邪推をしたくなる。そこで、その問題はまあ議論になりまして、一応限界がきたと、そこで地方財政といふものを立て直す意味において、行政規模の圧縮といふ以外にはない。これは相當圧縮させる余地があるんじゃないかという御説明があつたわけでありまして、しかし、今度の政府の行政改革でありますか、あるいはそれらに關係するいろいろの議論を伺つておりましたも、國、都道府県、あるいは市町村、こういうた事務配分といふもの、特に國の委任事務といふものを整理して、地方団体の負担を軽減してやろうといふやうな線といふものは全然打ち出されておらないように思ふ。この点はいかがでしよう。

○國務大臣(太田正孝君) かつてシャープ勧告におきまして、日本の税制を考へる場合に、一番大きな問題は、加瀬委員の御指摘の事務配分の問題であると、この点は最も大きな問題で

ございまして、私は今回の自治庁の取り扱いました諸法案の中においては、目ぼしいものはございせんが、しかし自治法も改正するなりいろいろによりまして、この線に進みつつあることは申し上げていいと思います。けれども、今までも、今更だ自治法に押しつけた事務配分がございまして、この点は深く研究して、そこに初めて財政規模というものにもからんだ、地方財政というものを立て直す方向に進みたい、かように考えております。

○加瀬完君 これは地方財政の再建の点などを通して見ても、地方の固有事務といいますが、あるいは地方独自の事業といいますが、こういうものに結局圧縮のしわが全部片寄りまして、またこれに幾ら片寄らせて解決しようとしたとしても、問題の七割以上になつておるところの委任事務というふうなものを全然整理されなくては、これはまるで地方独自の仕事をすべき自治体の本来の性格というものを犠牲にして、自治体なら自治体の犠牲で自分の引き締めをやっていくと、それで結局一番やりにい仕事として残るものは何かという、国の仕事はこういうことでも困ると思う。この点をもう少し具体的に考えていただかなくては、どうも国と地方との関係においては片手落ちというふうに考えざるを得ないのでございまして、これらをもっと明確に、どういふ点を整理し、どういふ点を地方に新しく権限として与えていくかというのか。あるいは財政源のなゆとを与えていくかとするのか、これらの点を少し明確に答弁いただきたい。

○國務大臣(太田正孝君) ただいまの

点は地方行政財政を通じての一番根本問題でございまして、たとえば今回自治法の中におきまして、五大都市の間の事務の配分を考えると、あるいは地方自治体間にも問題がございまして、国と地方の関係におきましては、今回の合併町村の問題につきましても、こういう点におきまして、事務の配分という点に資するべく、その道を進めておつた次第でございまして、もちろん完全ではございせんが、加瀬委員の言葉の方向に向つていきたい、かように考えております。

○加瀬完君 これは全部そういう方向に、まだ方向づけられておらないというように私は言いたい。それはですね、先ほども申し上げましたが、国の行政事務その他についての、いろいろな改革意見、あるいは改革機関というものを設けられたいけれども、この問題というものは積極的に取り上げられておらない。再建法にいたしまして、現状の行政の規模というものを圧縮することは、非常に精密に規定されておりますけれども、国の責任において解除すべき財政負担、あるいは行政負担というもののについては、それほど言及をしておらない。若干はありますけれども、ほとんど財政を左右するよう大きな行政事務の移管といったようなものをされておらない。あるいは委任なら委任事務に対するところの財政の裏づけというものは、積極的に考えておられない。こんなように私は解釈されるのでございまして、この点自治庁御当局といたしましては、何らか先ほどの御説明の裏づけになるような点が、具体的なものが無いのでございましょうか。

○委員長(松岡平市君) 政府委員からお答えを願います。

○政府委員(奥野誠亮君) 加瀬さんの御意見は、国の考えておる仕事はほとんど地方に回しておつて、そして地方団体が独自でやろうとする仕事を圧縮して、その方向にあるのじゃないかというふうな伺つたのですが、そう一応考えまして、お答えをさせていただきます。今お話のような問題は、従来強く見受けられたと思うのでありまして、どちらかと言いますと、公共的な事業でありまして、国が事業の種類なり範囲なりを自分の方できめておつたところ、補助事業が非常に多くなつて、地方負担が自然増大してきた、その結果単独の事業もやれなくなる、こういう傾向があり、地方財政を圧迫してきておる、こういう問題に關しまして反省を加えられまして、今回は御承知のように、補助率がかなり強く引き上げられてきておるわけでございまして、さらにまた制度的な問題につきましまして、義務教育費国庫負担制度がございまして、恩給法にも新しく国庫負担制度を拡張していくというふうなことにいたしました。この次第であります。そのような方向で国と地方の相互の負担関係というものをさらに検討して、適正なものに置きかえていく、こういう努力を払つてきておるわけであります。同時に従来から考えて参りますと、単独事業というふうなものにつきましましては、地方財政計画上別に圧縮を加えない、従来通り確保していくというふうな考え方に立ち、従つて地方財政の単位費用の決定というふうなものにつきましても、同じような趣旨のことを加えて参つておる次第であります。

○加瀬完君 今奥野さんの御説明の補助金制度などについては、若干の改革が加えられましたことを私も認めます。しかし問題は、根本的な国の行政事務の範囲に属する、国のものもろの委任事務というものの対しては、ほとんど手がつけられておらない。これをこのままにしておいて、地方の財政規模を圧縮していくとしても、これはそれだけでは少し無理があるのじゃないか、こういう点について何か御研究のか、こういう点であります。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のように、府県や市町村は多くの委任事務を担当して参つておるわけであります。この仕事をやるということ、この仕事に必要な財源を確保していくということ、二つの問題があるかと思ふのであります。私たちがやはり、府県や市町村は、国の仕事とされておる仕事でありまして、これをできる限り広く扱つた方がいんじやないだろうか。言いかえれば総合行政の内容を充実させた方が、民意に即して運営することも可能になるし、あるいはまた行政を総合勘案しながら、矛盾なく効率的に執行するということも可能になつてくるのじゃないだろうか。やはり自治を充実するということは、できる限り住民に關します仕事を自分たちでやっていくということにあるのじゃないだろうか。そうしますとどうしてそれだけの財源を確保していくかということになるのじゃないだろうか。その財源の確保につきましても、第一には負担区分を確立していかなければならない。こういう問題だらうと思ひます。

○松澤兼人君 大臣から答へなければ。税務部長が答へることと違ひるので。機構改革の問題をやつてゐるんだから。

○加瀬完君 それはまたいろいろと質問をする機会もあると思ひますので、今お説のように、自治権というものはむしろ大幅に持たして来た方がいゝという前提は、私もその通りだと思ひます。ただ自治権が活用されてないような財政措置、あるいは税制措置というところが今問題になつてゐるわけ

あります。それらの点は一応他の方もたくさん質問を持たれておりますから保留いたしまして、先に質問を進めたいと思ひますが、さきに申しました受益者負担という形がどうも前提になつて、今度の問題になつております。引取税から、あるいは国有資産等の交付金あるいは納付金に関する法律でもできているように思われる。といひますのはこの軽油引取税でも、結局の負担というものは、これはもう受益者といひますか、一般地方民といひますか、こういう形に置きかえられます。それから国有資産などについていまして、国有鉄道関係の方々が参りまして説明されるのを聞きますと、これでは運賃値上げもせざるを得ない、こういうふうな説明を繰り返して申されていゝわけです。これは結局国有資産を持っている者が負担するといふことが建前でありまして、それがその負担分だけ、また今度は一般の住民に転嫁されてくる、こういうことであつては、これは一般の住民に税金をかけるのと何ら差支のないことになつてしまふ。これらの点ですね、自治庁長官は、どんなふうに各関係団体とお話合ひといふものを持っておられるのでありますか。

○国務大臣(太田正孝君) 租税の転嫁という問題は非常に厳密に考えなければならぬ問題と思ひます。受益者に負担させて、それが転嫁するとか、たとえば公営住宅の問題などが、今回の税制によりまして果してそれが転嫁せずに済むかと、こういう問題、あるいは軽油課税、公社の課税などが運賃値上げに及ぼすかどうか。転嫁は転嫁する方

の力と、転嫁を受ける方の力によつて動きまゐります。私がよくどくどく御説明申し上げるまでもございせん。転嫁が起るか起らないかという問題につきましても、ことに運賃の問題につきましても、所管大臣たる吉野君とも相談して、私は転嫁が起らない原則のもとに法を立ててゐるのだ。吉野君がどういふお返事をなされたか、私は詳しいことは存じませんが、私の話合ひにおきましては、必ず運賃を値上げするといふためのねらいのもとに、転嫁を必然的なものとして、今回の税制をきめたわけではございせん。よく税をかけるのとすぐ転嫁論が起りますが、その転嫁論は転嫁する方の力と転嫁を受ける方の立場によつて転嫁が行われる。あるいは転嫁の逆転といふようなことも言われておりますが、起るのでもございまして、私の見たところにおきましては、今回の受益者負担、あるいは三公社課税等につきましても、その点がないようにといふ考え方のもとにやっております。また、また公営住宅等につきましても、低額のものに對しての税金が、すぐ家賃にひつかからないようにといふ建前のもとに、注意を払つておる次第でござい

ます。

○加瀬完君 国有鉄道から参りました説明員は、企業的に経営を考へるときには、公共性と矛盾するやうな結果を生じてくると、この負担支出を新しくする裏づけといふものが全然ないわけであるから、勢ひ運賃値上げといふことを避けることができないといふ意味のことを述べておられるのであります。それから運輸大臣は、あるいは一緒に参りました運輸政務次官はこれで

すぐ運賃値上げといふことは一応否定をいたしておりましたけれども、他の諸種の事情から鉄道運賃の値上げといふものはせざるを得ないやうな意味の御発言がございました。そうすると、この点については、いわゆる納付金については運賃値上げをしたくないか、しかしながら諸種の事情で、諸般の情勢から運賃値上げはこういふやうな理由でしたんだといふことにせられて納付金のために運賃が値上げをされるという結論になつてくると思ふので

す。こういう点はただ納付金について上げたんだといふ、ほかの方で取り入れたんだといふわけは水かけ論になります。そういう点も万ないといふやうなことが話し合ひの上に十分確認されておるのでございましょうか。

○国務大臣(太田正孝君) 御案内の通り、今回の納付金、交付金にいたしましても公共性という点を考へまして、一般の場合よりは非常に低くされておるのもそういう心がまえからでございまして、私としては運輸大臣の言つたことをそのままに受け入れておる次第でござい

ます。

○加瀬完君 公営住宅に對する課税の問題でございまして、これは所在の自治団体では公営住宅の課税をしてもらいたいといふ意向が強いと思ふのであります。まあ極端に言うならば目一ぱい取りたい。ところがこういふやうにかけられてはどうにもならないし、また社会的な関係においてもかけはならないといふ性格の公営住宅も多いと思ひます。そうなつて参りますと、これはかけられるという形を残しておけば、ある程度だんだんこのかけ方と

いうものはパーセントが上つてくるということになると思ふ、自治体はそういうふうな動きをすると思ふ。こういう公営住宅関係の交付金でありますか、あるいは納付金になりますか、これは別途の措置を講じて、自治体にそれに見合うところの財源を与えてやるというふうな方法を講じなければ、今大臣のおっしゃるやうな公営住宅の課税といふものに対して、ある程度の減免をするといふやうなことも、実質的にはできなくなつてくると思ひますが、そういう措置をおとりにならなかつたのはどういふ理由でございましょうか。またとうとうと考へてございませぬか。

○国務大臣(太田正孝君) 公営住宅につきましても、御心配のやうな点は私も考へまして、第二種については特に低くしております。今まで最高率を定めておりますが、お言葉にありました一ぱいといふ意味におきましては、一ぱいは取つておらないのでござい

ます。

○加瀬完君 低額所得者に一応措置を講じられておるといふことはよくわかります。しかしながらこれは所在の市町村にとりましては、あらゆる面から税を取りたいといふ觀念が基礎になりますから、低額所得の住宅であるやうな意欲が積極的に動いてくること、これは否定できないと思ふ。そう

いたしますと、一応これに税をかけるということになりますと、その税が地方団体の要求によつてだんだん加重されてくるというふうな傾向になるおそれがあると思ふ。この点を防ぐためには、やはり低額所得者のやうな立場のものからは全然税を取らないで、それの負担すべきものがあるならば、別な措置で、持つております団体において負担するといふやうな形をとるか、できないし、あとに問題が残ると思ふ。これらの点をどういふお考へになつていらつしやいますか、その点であります。

○国務大臣(太田正孝君) 住宅の建設関係から見ても、もっと多く作らなければならぬといふ事情もあるのでもござい

ます。同時に低額者に對しては安くしなければならぬといふ状況もござい

ます。今住宅が非常に少ないときに、しこして公営住宅等におきましては相當の設備を持つておりますから、これに對して入りたいといふお方も非常に多いやうですが、私は現状においてむやみに上げることでは、ごくわずかな率におきまして負担を願うくらいな点で、しかもそれも急に転嫁しないやうに、こういう心がまえでもつて、住宅はますます多くなさな

い、しかも低額者にはあまり負担が増さないやうに、この二つの線を自治体としても考へていかなければならぬ、またさうに指導したいと思ふ次第でござい

ます。

○加瀬完君 これは自治庁の御希望と御指導だけでは解決のできない問題じゃないかといふ点が、私のお答をいたしたい点なんです。地方は、お

べれる者は何とやらで取れるものから皆取りたいという意欲ですから、なかなか自治庁の御指導がそうであつても、一方でそれを税源として要求する側が強ければ、それでも幾分かでも課税の対象になるということになりますと、その税率あるいは税額というものが上げられてくるという心配は、どうしても生まれてくると思う。多少こういう出発のときに、そういう問題の起らないような御措置というものをいたしたい、こういう意味なんです。その点はいかがでございますか。

○国務大臣(太田正孝君) 結局するとこの標準税率の定め方になります、これは強い負担にならないようにといつかまゑのもとにやっていたいと思存します。

○加瀬完君 それからも一つ伺いたいのでありまして、それは租税の負担が一応限界に達しておるといふことになりまして、こういう御前提であります、新しくいろいろ考えまして、なかなか地方に新しい税源というものを生み出すという事は困難である。しかし現状におきましては、地方財源が、地方行政の規模とバランスがとれておるかという、これも若干いろいろ地方団体なんかの要望だけではなくて、客観的に見てもまだまだバランスというものは少し足りない点があるのではないかと、一応言われると思う。そうなる参りますと、問題は交付税なりその他地方団体に對して、政府がどういふふうに国庫支出の面でもんどうを見るかという問題になつてくると思ひますが、交付税は現状において十二分である、あるいは税制の全般を改革する場合には、交付税

をある程度ふやす、こういうお考えがあるか。あるいはふやさないと思へば、それにかわるべき何か国庫の特別な地方に對する支出というものを考えなければ、というお考えがあるか、この点。○国務大臣(太田正孝君) 交付税の税率をふやすという議論も相當に私は承つております。しかし最初に私が申し上げました通り、私の見たところでは、三大税の六千四百六十四億圓に當るこの税の四分の一を占めるということとは、國家財政の上からは相當に大きな問題だと思ひます。また他の一面においてたばこ消費税の問題も取り上げられておりますが、國家財政上から見ました場合に、交付税といふといふあるいはたばこ消費税といふ、この問題を解決するにつきましては、今の額が決して少くないといふことも頭に置かねければならない。これは私の主張でございます、それならばふやすのかという問題、あるいは他の税との關係をどうするといふ問題が今踏み切れない私の立場であるけれども、現状におきましては、今日におきましては、三十一年度に關する限りにおいては、今の二割五分といふものはもう精一ぱいのところにきておる、かように申し上げる次第でございます。あるいは義務教育費の負担を全國國でやり上げられるお方もございます。結局するところ地方財政のうちで大きな部分を占めてゐる教育その他の關係等を見ますと、全面的に地方の歳入を考え、地方の収入を考え、國の歳入を考え、國の支出を考え、からみ合せるところですが、交付税といふ形におきまして國が出す金といふものは、三大税

の四分の一に達したといふことにおきましては、決してこれは輕々しく見るべきものではない。先ほど加瀬委員の言われました通り、地方に仕事ばかりをおつかけてゐるんだから、そのくらの金を出したらどうか、あるいは教育制度について全國國庫負担にしたらどうかという議論も出てくるのでございしますが、また教育制度についての全國國庫負担は、自治の立場から許すべきじゃない。そういう歳出面からの問題もございします、私は三十一年度に對してはもうどこで限界であるが、三十二年度につきましては地方財政の規模、その他を考えつつきめていくべき問題、しかも交付税の問題は地方税ともからんで、地方税の内容ともからんで、國税、地方税の調整といふことをはかつていかなければならぬと、かように三十一年度と三十二年度以降の問題とを區別して申し上げた次第でございます。

○委員長(松岡平市君) それでは先ほども申し上げましたように、きょうはなお午後本會議があつて、並行して委員會を開くことは大へん残念でございますが、やむを得ない措置としてお考えをお願いしたいと思います。本會議は一時半から再開されるというふうになりまして、午後は當委員會は二時に開きます。採決の場合には必ず採決にお加わりになるように私の方で誤まりなく処置いたしますから、ぜひ二時から當委員會に御出席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時二十五分開會

○委員長(松岡平市君) 委員會を再開いたします。

午前中に引き続き、地方税法の一部を改正する法律案並びに國有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案、兩案について質疑を行います。質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

私は特に一言だけお聞きをしたい。ちやうど稲田文部省大學學術局長が出席してありますので、委員のお許しを得て、先に質疑をいたしたいと思ひます。質疑の要点はごく簡單であります。が、ただいまここで議題に供しております國有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案の中で、林野庁の管理しております國有林野は、今度この法律によつて所在市町村に交付金を交付するといふことに規定されております。ところが、その交付金を交付するといふ國有林野のうち、この法律によりまして、大學の演習林といふものは除外例になる、こういうことであります。全國では約十二、三万町歩の大學演習林があるように私は承知しておりますが、これらに私は承知しておりますが、これら市町村にある程度の交付金を支給して来ておる事實があります。しかるところ、今回のこの法律が出來まして、林野庁の所管しております國有林野は従来、これまでも所在市町村に、名前は私知っておりませんが、ある程度の交付金をやつておつた。それが今回のこの法律によつて、ちゃんと積算の基礎が明らかになつて、交付金をやらなければならぬといふ義務を國が負うことになつて来たわけでありまして、同様の取扱ひをしておつた大學演習林については、こ

の法律で除外されておる。そうしますといふと、第一に疑問になつてくるのは、従来一般の國有林野並みにやつておつた大學林についての従来の交付金は、やらなくてもいいという法律上の一つの根拠ができる疑いがある。で、大學當局は將來、従来やつておつたそれらの大學林の交付金を今後とも支給するものなりや否やといふことを一点。それから、今度は交付金について、一般の國有林野については、交付金の計算の基礎が法律上一定された。ところが大學演習林については、何らそういうことが顧慮されておらないが、將來、交付金をもしこの法律で除外されておつても、従来通りやるとすれば、その交付金の積算の基礎はどういうふうにするつもりであるかといふことをこの機会に明らかにしておいていただきたい。

○政府委員(稲田清助君) ただいま、委員長からお尋ねのありました点について、お答えいたしたいと思存します。ただいまお話がありましたように、文部省所管の行政財産につきましては、原則として交付金といふことを考えてないのであります。が、唯一の例外といたしまして、一部の大學演習林に關しましては、予算補助という性質におきまして、所在市町村に對して交付金を交付いたしておつたのであります。

今年度の予算におきまして、すでに一千二百二十八万一千円ばかり計上いたしておるわけでございます。これは、それぞれの演習林に關しまして、關係市町村との間に、多年の沿革、歴史上いろいろ話し合ひの上成立いたしてあります交付金でございます。われわれ

の解釈をいたしましては、従来もこの交付金は別段法律の根拠なく与えておりました。すでに予算にも計上いたしておりましたので、本年以降におきましても、いわゆる予算補助として交付を継続し得る性質のものである、また継続しなくてはならぬものだと考えております。

ただいま委員長から、一方ここに新たに御審議になっております法律が制定すれば、国有林野については一定の基準によって計算するけれども、大学演習林については、どういう基礎において考えるかというお尋ねでございます。私も、法律の根拠は設けたいといいますが、やはり大学の演習林の補助につきましては、できるだけ一律の基準、基礎を考えた方が存じております。ただ国有林野と違いますが、一方は収益を目的とするといふことがあるいは言えるかとも存じますけれども、大学演習林は、必ずしも一定一律の規格によって収益を上げ得るものではないのでありまして、その根本的な性質の相違がございまして、右の例をもつて左に押し及ぼすというようなこともやりにくいといふ点もございします。かなりむずかしいいろいろな問題もございしますので、大学の当局その他とよく相談いたしまして、妥当な基準をなるべく早く考えて参りたいと思ひます。さらにまた、この交付金につきましては、増額を希望する要求等もございしますので、基準を考えると同時に、まあ将来予算積算の場合におきましては、できるだけ限りの必要を満たす金額を得るように努力いたしたいと考えております。以上、二点お答えいたします。

○委員長(松岡平市君) 文部省当局の、大学演習林についての交付金の交付についての将来の御方針は、ただいまの局長の説明において承りました。ただ、今まで一般国有林野についても交付金をやっておったところ、それは別に、これも法律上の基礎があつてやっておたわけではない。要するに所在市町村の予算補助をしたに過ぎなかつた。大学の演習林についても同様であつた。ただ片一方だけは、ちよつと一般国有林野については法律で交付すると、国が交付しなければならぬという義務が生じてくる。大学演習林だけは、これはまあいろいろ理由があつて、一般国有林野とは別にしてあるわけですが、これも、これは、所在してある市町村にとっては、一般国有林野も、そういうまあいわば固定資産税にかゝる交付金でありまして、それをもらひ得る。所管がどこにあるとも、国有林野であることにおいては相違はないわけでありまして、たゞ、大学局長の今言われたように、一方は収益を相当大きな目的にして、収益は目的にしておらぬという相違はありますが、むしろ一般の収益を目的とした林野よりも、これが管理とか、あるいは保護とかいうような面においては、所在市町村のより以上私は協力を求めなければならぬ性質の演習林も相当あると思ふ。そういうことを考えますれば、単に収益を目的としておらぬから、交付金は少くてもいいというふうな議論にはならぬと、要するにこれは、文部省の所管であつても、国が

一般の国有林野について、こうした法律によつて交付金を出すときまつた以上は、私は、文部省は当然それらに比肩して劣らない程度の予算を請求せられて、将来文部省所管の大学演習林についても、所在市町村が一般の国有林野に比べて不平を持たないで済む程度の交付金は支給されるように、文部省において善処せられんことを、この機会に私は強く希望いたします。

また自治庁当局も、特に一般国有林野についてどういふ法律措置をするように努力せられたにもかかわらず、大学の演習林については、これを除外しておられるということには、何らかの理由があつたには違ひありませんけれども、所在市町村からすれば、一般国有林野よりも、さらに、ある意味では迷惑な場合もなきにしろあらずと思ふわけでありまして、ぜひ自治庁当局も、文部省の立場もお考え下さつて、将来この問題については、適當なる解決ができるように協力されんことを、この機会に希望いたしておきます。

○加瀬亮君 午前中、大臣から交付税についてのいろいろの御説明を承つたわけですが、新しい納付金なりと、あるいはまた、目的税ではございしますが、軽油引取税といったような新財源が加つて参りますと、これらのものは、地方交付税の算定上、基準財政収入の中に入れて御計算をなされるのでありますか、この点……。

○国務大臣(本田正孝君) 目的税以外に入れるのでございます。目的税の方は別でございます。

○加瀬亮君 そういたしますと、結局交付税は減額されるということになりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 基準財政収入額に算入され、従つて標準税率で計算したものの七割相当額が入つてくるわけでありまして、それだけのものは、交付税は減つて参ります。従いまして、実質的には三分分だけはやはり従前よりもふえるわけでありまして、不交付団体になりますれば、金額ふえるわけでありまして。

○加瀬亮君 不交付団体の場合はわかれますけれども、結局これは、交付金、納付金というものが新しく設けられまして、実質的には、今御説明のような範囲にしか地方財源全体としてふえて参らない、こういうことになつて参らぬ、これは、交付税をも減額しないような措置といふものは全然御考慮の中にはなかつたのでございしますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財源全体としては、地方交付税も増額して参るわけでありまして、従いまして、各団体につきましては、基準財政需要額を引き上げておられますから、保証されて参ります財源の総額も従来よりも多くなつてきております。

○加瀬亮君 私が今のような質問をいたしましたのは、結局財政計画を立てたに参りますけれども、財政計画の通りに、なかなか地方団体は、予算その他の遂行をして参るといふわけにはいかないと、ところが生ずると思ひます。まして再建団体などになりますと、この財源の不足のためのいろいろのやりくりといふものは、非常にまた困難を來たすわけでありまして、そういう点を考えますと、どうしても財源がなくなつて

参りますと、やはり自己財源といふような点も強化せざるを得ない。そこで再建団体は、こういうふうな交付金や納付金といふふうな制度ができたにいたしましたも、やはりまた、主たる荷重といふものは住民にかつてくるのじゃないか。衆議院の方でもだいたい問題になつたやうでございしますが、今住民などについても、いろいろの取り方が行われておりますが、特に再建団体は、これらの点が強化されるような形になつて、交付金、納付金といふものが作られたにいたしましたも、やっぱり大して潤う点がないといふことにはならないか。これらに対する、特に財政が逼迫しております再建団体なんかに対して、これらの措置がどういふ効果を大きく及ぼすかといふような点については、お考えになつておられたのでありますか。

○政府委員(奥野誠亮君) このたびの地方財政の改革によりまして、地方税の収入がかなり増額して参つてきておるわけでありまして、従来の財政需要額にとどめますならば、地方交付税は減額してよろしいといふことになるわけでありまして、地方交付税もまた總体的に増額してきておるわけでありまして、従いまして、個々の団体に対しては、従来よりもさらに引き上げられて参つたわけでございます。従いまして、それだけ余裕が出たといふことが言えると思ふのでありまして、地方財政の再建に当りましては、第一には経費を切り詰めていく、第二には増収を別途にかつていくといふことになつて参つて参つたわけでありまして、保証されました財源がふえて参つてきておりますの

で、従来のままよりは財源ははずっと楽
になつてゐるという事は言えると思
つておられます。

○加瀬完君 従来と比較をいたします
ときは、お説のようなことになるうか
と思ひます。しかし、引き上げられた
ものを標準としてみても、なかなか現
状の再建団体にとりましては、予算的
に非常にゆとりを生じた財源措置は
十二分に譲ぜられたという度合いには
ならないと思ふ。しかし再建団体にな
りまして、これは、住民に対するサ
ービスというものは、ある程度要求を
されますから、そう急にいろいろの固
有の仕事というものを切り捨てるわけ
に参らない。そうなつて参りますと、
これは再建団体である限りにおいて
は、その交付税に全部たよる、あるいは
他の起債に待つというようなことは
は、特に起債などという事は不可能
になりますから、しかし一応サービス
をしないやらないといふことになつ
て参りますと、住民税なり固定資産税
などというものを目一ぱい取つていく
といふ形をとらざるを得ない、こうい
うことになると思ふ。これでは、住民
の負担によつて地方財政の赤字がかり
に解消の方向に向うとしても、まだま
だいろいろの問題が残ると思ふ。こう
いう点をどれだけ政府としては救済を
してやろうという配慮のもとに税法の
改正というものに当られたか、こうい
う点について、大臣に一つお答えをい
ただきたい。

○国務大臣(太田正孝君) 加瀬委員の
お言葉の意味におきまして、非常に
助けになるという事は申されません
が、今度の税は、百二十億から平年度
百八十億に増したのでございますか

ら、それだけにおきまして、困つてい
る地方財政を潤すことはできた。非常
にということとは、少しこつちも言い過
ぎがございまいしょうが、その程度の足
踏みを進めていった、さう御承知を
願ひたいと思ひます。

○加瀬完君 さらにその点について伺
ひたいのは、交付金なり納付金という
ものをふやした、あるいは今言つた軽
油引取税のような目的税をふやした、
そういう点、一応地方財源の増収に御
努力をなさつたという点は、われわれ
も認めるのにやぶさかではない。しか
し、それらの点について、先ほどの御
説明でも、こういうのは地方制度調査
会でございますか、そういうものの答
申を十二分にわれわれは取り上げて
やつたんだ、こういうお話でございま
したが、それならば、もっと地方財源
として答申をいたしましたものもある
わけでございますか、こういふたよう
な、たとえばたばこの消費税といつた
ような問題は、この際政府はお取り上
げになつておらないようであります。
こういふような点を地方財源にさらに
加えようという御配慮をなさらないか
たのは、どういふわけでございますか。

○国務大臣(太田正孝君) お話の通
り、たばこ消費税の問題も考へたので
すが、国家財政におけるたばこ専売納
付金の関係から見まして、大蔵省側に
それ以上の力もなかったこと、私の
先ほど申しました交付税そのものが、
酒、法人、所得の三大税の四分の一に
なつてゐるという点も考へましまし
て、私としては、国家財政の建前から
は、たばこ販売税の方へ引き込むとい
うことは、今のところは国の財政の立
場から無理だと思ひましたので、今回

これを取り上げなかつたわけござい
ます。もちろん地方としては、自主的
の財源になりますから、たばこ消費
税というものは常に考へる問題でござ
います。ただいま申しました国の財
政との振り合い、国家財政に対する寄
与という点から考へまして、今
回はそれを取り上げなかつたわけござ
います。議論として絶対に悪いとい
ふ意味ではございません。

○加瀬完君 これは、将来ともたばこ
消費税の改訂といつたようなことにつ
いてはお考へになつておらない……

○国務大臣(太田正孝君) 将来の点に
ついては、別に私は考へておりませ
ん。今年につきましては、もうあの点
でいこう。つまり交付税の二割五分と
いう点を限界としたわけございま
す。将来につきましては、もちろん
検討していきたいと思ひます。

○加瀬完君 それからさらに、課税対
象外のいろいろの項目が先述べられ
たわけでございますが、それとは別
に、私どもの委員会に、参考人として
参りました横須賀の市長が、あるいは
衆議院においても述べられたようにご
ざいます。駐留軍の施設あるいは防
衛庁の施設、こういうふうな旧軍ある
いは現在の駐留軍の施設に対する交付
金なり納付金に類するような対策とい
うものが全然立てられないで、われわ
れは非常に困る。一例を言うならば、
横須賀では、市街地が七百五十万坪で
あるに對して、駐留軍使用のものは二
百八十七万坪でございますが、防衛庁
関係が三十万坪、一般の一八%、市街
地の三〇%を占めてゐるというような
状態である。なお駐留軍の建物は三千
二万坪にも及んでゐる。で、海軍の施

設でありましたときには、前の委員の
方から出ましたけれども、ある程度の
恩典というものがあつたけれども、
も、現在は全然ない。他の国有財産ある
いは三公社といつたような固定資産に
對して新しい方法がとられるなら
ば、こういう現状というものを對し
て、政府が何らかの考慮をせられて
なければ困るという御意見がございま
して、私ももつともだと思つて伺つた
わけでございます。これらの点は、今
度の問題で政府はどんなような御審議
をなさつたんでありましようか。そう
して現在のような結論しか出せなかつ
たのは、どういふわけございましょ
うか。

○国務大臣(太田正孝君) この点は私
も必配して参りまして、現在におきま
しては、特別交付税で少しみてゐるく
らいな程度でございまして、旧海軍助
成金があつたことも考へられ、かつ現
在の防衛隊の関係におきまして、同
様な問題が起つております。自治体と
いたしましては、当然はしいことと思
ひます。現在は、公用関係等から、か
ような措置をいたしておりますが、こ
の点につきましては、明後年度の計画
といたしまして、もう一歩進んだ、か
ような交付金、納付金に関する点を考
へつつ改めたいと思ひます。た
だ現状におきましては、國家負担にな
る関係になりますので、なかなか話が
進みませんでしけれども、お話の事
情というものは、もう一般に言われて
いるところであり、ほんとうにお氣の
毒に思ひます。横須賀なり呉の話を聞
きますと、特にそう思ふのです。先般
武山の問題が起つたときも、やっぱり
こんなことをして、財源が減るような

ことになつては困ると私は主張したほ
どでございまして、この点につきまし
ては十分考へていきたいと思ひます。
○加瀬完君 それは、明後年度あたり
において、ある程度地元の意味という
ものをくみ取つて、政府が具体的な方
法を講じて下さるのだと、このよう
に了解してよろしうございましょ
うか。

○国務大臣(太田正孝君) もちろん、
多額の金がかかることでございますか
ら、全部そのように右へならへとい
う型ではいけないと思ひますが、私は少
くともそれに踏み出して、一般
の交付金、納付金の関係を及ぼしてい
きたいと、全部ということにはなかな
かむずかしいかも知れませんが、方向
としてはさう考へて参ります。

○加瀬完君 もう一つお伺ひをいたし
たいと思ふのでございまして、先ほど
も他の委員からも問題になつておつた
点でございまして、特に衆議院などで
もだいたい問題になりましたが、やや前
に返りますけれども、どうも市町村の
住民税というものがあまりにも階段が
あり過ぎて困ると、こういふ問題が
今度の地方税の審議の中には具体的に
は取り上げられておらないようである
けれども、これらに對して全然お取り
上げにならなかつたのか、あるいは現
状のままで、あの行政措置といひます
か、あれをそのまま放任するような形
でいくのか、この点はどうでしう。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のよう
に市町村民税の所得割りにつきまし
て、市町村間にならぬ開きがございま
す。自治を認めます以上はある程度の
開きがむしろあつてしかるべきだと思
うのでありますけれども、その開きが

持よりかはるかに税金はたくさん納めておる、こういう事実はよく御承知の通りでありまして、私もよく御承知の通りであります。ただ税金の負担の均衡という点については、お考えの通りであります。なお、今自家努力の問題がありまして、たとえば衆議院で問題になっておりました大工とか、左官とか、植木職とか、こういうような自家努力を多く用いるものに対して、事業税を多少緩和する必要があるとわれわれも考えておりますが、大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(太田正孝君) ただいまの第一種に属します大工、左官、板金などの第一種事業税を第三種にしてほしい、こういう話がございまして、実は第一種の中にまだその他のものがございますので、その均衡をまず考えなければならぬと思ひます。第三種の方へ入っていきまして、自由営業のものがあります。そこへ大工、左官、自由営業と、こう並べていきます。また、またここに均衡論が起つてきますので、第一種の中の均衡論と、第三種に移した場合の均衡論も考えていかなければならぬと思ひます。さらに公衆浴場の問題がございまして、この第一種を第三種にするという問題もともとと御案内の通り旧國税の營業稅時代には、たしか物品販売業と並んでおったかと思ひます。こんな沿革まで考えてみると、私としては、社会政策と言つては少し言葉が過ぎるかと思ひますが、かような自家努力によつていく事業所得につきましては、何とか一つ検討して、改めていく方向に進めたい、かように考えております。

○小林武治君 まあ今後大臣に質問せぬでもいいように、私のお聞きしたいことをお聞きしておきますが、衆議院でも問題になっておりました、要するに私鉄鐵道の外形標準課税は困る、こういうことであります。政府側として今後これを改める、こういうふうな気持ちがあるかどうか、承わりたいと思ひます。

○國務大臣(太田正孝君) なかなか地方軌道及び地方鐵道は経営が困難なものであると思ひます。ことにバスとの競争というふうな問題がございまして、十分考えていかなければならぬ。ただ外形標準のものを所得標準に直すというところは、税の建前から言つて非常に大きな問題でございまして、現状が非常に困つておるという事実は見て、理論ばかりも述べておられませんが、この点も私は今年度にとりかかるとは思ひますが、次の研究課題、検討課題として取り組んでいきたい、地道に取り組んでいきたい、かように考えております。

○伊能芳雄君 近ごろ地方団体から、特に府県の方から發電税をやりたいといふので、だいたい騒いでいることがあります。あれについて大臣はどういふふうな御見解ですか。

○國務大臣(太田正孝君) 先ほどたしか小林委員からの御質問にお答えしたことを思ひますが、現在申請してきておりますのは、新潟県と静岡県でございます。電氣の關係を見ると、あつたこととしまして、固定資産税がかつておる。それから事業税がかつておる。それから消費税の電氣ガスの税がかつておる。その上に水利使用料もかかつておる。この方は建設省の所管でございしますが、もと

一キロ一円であつたのが二百五十六に上つていますけれども、しかしそれでも物価の点からいいますと、まだ低うございまして、こんな点全部からみ合せて考えまして、私はあれに税をかけていくという点には進んでおらないので、私の率直な気持ちを言つて、そう軽くやるべきことではない、かように考えております。

○委員長(松岡平市君) ちょっと御注意申上げますが、委員がすでに質疑し、それに対して政府が答弁したものを繰返すというところは、ぜひ委員の方も、政府の方も避けていただくべきです。本問題だけについて申し上げれば、大した審議の支障はございせんが、将来私たちが予想する法案の審議に際しましては、同一問題を委員が何人も何人も繰返して質疑し、答弁するといふことは、当委員会においてはぜひ避けたいと考えております。委員各位も留意せられて、一つ委員と政府の間で質疑応答で納得のついた点については、もうそのまゝにしていただくようにし、政府もまたそれに対してはすでに答弁済みであるといふことで片づけるようにしていただきたい。(賛成々々と呼ぶ者あり)

○伊能芳雄君 この前に小林委員からも御意見があつたかと思ひますが、今お話の通り、いろいろの形で府県には入つておるのですが、府県の方から見れば、非常にいい材料になるというところから、もうこの府県の財政というところだけから見て、そういう傾向を持つてくるのですが、これはよほど慎重にお考えにならねばと、發電といふものは今非常に重大な国策になつているときに、すでに固定資産税につ

ても相当コストを下げるために遠慮しておる、税法の方でも遠慮しておるものから、その遠慮しているものから、おれの方ではやりたいといふようなことについては、今長官もお考えのように、慎重にやつていただきたことを私も希望いたします。

それから、北海道の市町村の税金というふうなものは、ふしぎに固定資産税も、あるいは住民税も標準を越えておる町村が非常に多いのです。大体町村といふのは隣りの方を見ておるから人並みだと思つておるのですが、今度は自治庁という高い立場から全国的に見れば、北海道の町村というのは、ほとんど例外なしに標準を越えた固定資産税なり、あるいは住民税を取つていふという状況なんです。こういう実情について、まず奥野部長から、これがどういふ理由からそうなつておるのか、どんなふうに見ておられるか、御見解を伺いたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 御指摘のようには北海道の税は標準税率を越えて課税してあります。団体が多いのでございまして、基本的には、独立財源に乏しい所でございます。地方交付税制度で最小限の財源は保証しておるわけでありまして、しかしながら独立財源が多ければ多いほど、基準財政収入額の算定におきまして七割方式をとつております結果、ゆとりがある、こういうことが言えると思ひます。これが第一点だと思ひます。

しかし、こういう問題につきましては、従来から寒冷補正の度合いを漸次高めて参りまして、北海道あるいは東北地帯の基準財政需要額を幾らかでも多く算定する、そういうことによつて、このような問題をなくするように努力をしていきたい、こう考えて参つておるわけでございまして。

第三には、やはり開拓地帯でございますので、いろいろの施設が敷かれておると思ひます。おくれしておりますので、自然他の団体よりも建設的な費用がよけに要る。建設的な費用につきまして、地方債をゆとりをもつて認めていければよろしいのでありますけれども、元来そういうふうな経費まで経常的な財源でまかなわなければならぬ、自然増収にたよつていく、これが財源の面においてもゆとりがあり、将来それだけの元利償還費を十分基準財政需要額に繰り込んでいけるだけの、全体として余裕のある地方財政計画ができていきました場合には、建設的な費用につきまして、もっと思ひ切つて地方債を認めていければよろしいのじゃないか、こういうふうな思ひ切つておる。そういうふうな面が重なり合ひまして、北海道における市町村税が勢い高くなつておるといふ現状でございまして。

○伊能芳雄君 この問題を考えてみますと、今の第三の、開発がおくれおるから、開発して、そして内地から人を連れて行く、移民とまでは参りませんが、移入する、それを北海道の人が負担して、そういう道を開いてやるというの、これは実際負担の上からいふたらおかしいので、その意味では北海道開発庁があつて、建設省の予算なども別々で、北海道といふのは特別に取つておられます。これである程度までは目的を達しておると言えるのですが、少くとも住民税がそういうふうな非常に高いといふことの一つの理由

が、開発がおくれているから開発して、そうして移民を、もつと人を移住させなくちゃならぬということが少くともあるとするならば、こういう面で住民税が高かったり、固定資産税を高くしてまでやるということは、住民の負担の均衡からいって適当ではないと思ふ。少くともそういう面で、多い分だけは内地並みにしてやっていけるように、国が措置してやらなければならぬと思ふのですが、長官のこれに対する御見解いかがでしょうか。

○国務大臣(太田正孝君) 従つて、寒冷補正の点については十分注意したいと思ひます。同時に北海道もそうでありますが、九州、ことに鹿児島あたりは、毎年の風やあらしでやられております。これの補正をしてくれという要求も出ておるわけでありまして。だけれども、これは調へようがございせんので、そのまゝになっておりますが、私も私どもとしては、こんな長い国であります。北の問題も南の問題も同様な近接感をもつて措置していきたい。寒冷補正の点あるいは常習的な風水害の問題も考へていきたいと思つております。

○国務大臣(太田正孝君) 問題は、一つは先ほど税務部長の言われた以外かと思ひますが、人口密度の関係も考へなければならぬと思ひます。それからこれを救済していく点につきましては、地方債の点において特別な見方をしなければならぬという問題もあるうかと思ひます。御趣意の点をよく考へまして、善処したいと思ひます。

○伊能芳雄君 こういう問題は、實際隣り合つておる村同士じゃ案外知らずにおるわけですが、少くとも少し高い立場から見ると、なぜ高いのだから、遠くの村と、遠くの市と比較すればすぐわかるのです。住民の方は案外知らずにいるけれども、そういう特別な負担をしていくという点なので、それから、地方団体の自主性から考へて、特別な仕事をするために税を高くするのはこれはやむを得ないのですが、そういうふうに関係がおくれていると、あとから入つて行く人のために幾分でも負担をしなければならぬということになれば、やはりそういう負担は国が相当考へてやらなければならぬ。その点から考へれば、北海道のそういった市町村民税が高い点については、何らかの、

これが少くとも一般的に普通になる程度までには、補正なり何なりの方法を講じなければならぬ、こう私は思ふのです。

○委員(松岡平市君) ばかに大臣に対する御質疑はございせんか。大臣に對する御質疑は、両法案に關する限りにおいては、大臣を要する御質疑はないものと委員は考へまして、質疑はここで終局いたしましたけれども、大臣がこの両法案について答弁をなさなければ、質疑は終局しないものといふような御意見には今後応じかねますから、さう御了承願ひたいと思ひます。ただし、大臣は、當委員會がたゞいま非常に重要な地方税法という法案を審議しておりますので、衆議院その他の審議上どうしてもやむを得ないという場合は、これは當委員會といたしまして認めますが、そうでない限りは、両法案の審議には、努めて當委員會に御出席あらんことを、委員長といたしまして強く要望いたしておきます。

○委員長(松岡平市君) 速記を起して。○笹森順造君 地方財政の負担が、おもに教育費の方から重荷としてかかつておるということとをすぐにいわれるのであります。その足りない教育費を補うために、P.T.A.が相當な負担をしておることは、私はよく知つておりますが、地方税の一つとして、P.T.A.に税金をかけようという案があるわけでありまして、それを一体御存じであるか、あるいはそれを合理的と考へるか、これを一つお尋ねしたいと思ひます。私は、実は陳情を受けておるのです。この間ある県に行きましたときに、そういうことを一体どう

【速記中止】

お考へなさるか。○国務大臣(太田正孝君) その事情につきましては、部長から申し上げますが、私は不適当だと思ひます。いけないと思ひます。

○委員(松岡平市君) ばかに大臣に對する御質疑はございせんか。大臣に對する御質疑は、両法案に關する限りにおいては、大臣を要する御質疑はないものと委員は考へまして、質疑はここで終局いたしましたけれども、大臣がこの両法案について答弁をなさなければ、質疑は終局しないものといふような御意見には今後応じかねますから、さう御了承願ひたいと思ひます。ただし、大臣は、當委員會がたゞいま非常に重要な地方税法という法案を審議しておりますので、衆議院その他の審議上どうしてもやむを得ないという場合は、これは當委員會といたしまして認めますが、そうでない限りは、両法案の審議には、努めて當委員會に御出席あらんことを、委員長といたしまして強く要望いたしておきます。

○委員長(松岡平市君) 速記を起して。○笹森順造君 地方財政の負担が、おもに教育費の方から重荷としてかかつておるということとをすぐにいわれるのであります。その足りない教育費を補うために、P.T.A.が相當な負担をしておることは、私はよく知つておりますが、地方税の一つとして、P.T.A.に税金をかけようという案があるわけでありまして、それを一体御存じであるか、あるいはそれを合理的と考へるか、これを一つお尋ねしたいと思ひます。私は、実は陳情を受けておるのです。この間ある県に行きましたときに、そういうことを一体どう

【速記中止】

お考へなさるか。○国務大臣(太田正孝君) その事情につきましては、部長から申し上げますが、私は不適当だと思ひます。いけないと思ひます。

一、大分県田平地区の分村合併に關する請願(第一一八〇号)
一、市町村立高等學校教職員の退職年金に關する請願(第一一八五号)
一、地方財政の確立に關する請願(第一一九三三号)
一、府県官公署事業用施設に對する固定資産税賦課反對の請願(第一二二二二号)
一、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律案中一部修正に關する請願(第一二二二二号)
(第一二二三三号)(第一二二四号)
(第一二二五号)(第一二二六号)

第一一五三三号 昭和三十一年四月二日受理
石綿鉦業の電気ガス税免除に關する請願
請願者 東京都港区芝三田功運町二一全銀會館内全日本金屬鉦山労働組合連合會内 原口幸隆 加瀬 完君
石綿はきわめて重要な物資であるが海外石綿に圧迫せられ石綿鉦山数は現在わずかに北海道に二山を残すのみとなつてゐるが、その需要度の年々の増加にかんがみ生産の増大とコスト引下げについて機械の合理化、人員の配置等にも合理的企画をもつて積極的努力をかねてゐるにもかかわらず、電力消費量においても生産過程においてコスト中にしめる電力料の割合が他の鉦種よりはるかに高いためコストの引下げが困難であるから、石綿鉦業に對する電気ガス税を免除せられたいとの請願。

第一一五八号 昭和三十一年四月二日受理
町村合併による人口十万人以上の合併団体育成助長の請願
請願者 長野市長倉島至外一名
紹介議員 池田宇右衛門君
長野市は昭和二十九年四月一日、近郊十箇村を合併したが、合併促進法適用基準人口十万人を超えることわずかに三百人のために同法の適用から除外され、あらゆる恩典はもたないものと、とくに地方交付税の算定に關する特例に浴しないため、合併後における財政事情は、まことに窮迫の度を加へてゐる実情であるから、今回新たに制定されるやにそく關する新市町村建設促進法においては、現行町村合併促進法の規定に基く適用規模である十万人を十五万未満までの市に拡大する措置を講じ、もしくは十万人以上十五万未満の人口段階別の制限方法によつて同法の各種特例を受けることができよう考慮せられたいとの請願。

第一一六八号 昭和三十一年四月二日受理
公衆浴場業に對する事業税軽減の請願
請願者 東京都新宿区諏訪町五五 本田章外一名
紹介議員 鈴木 一君
公衆浴場業は、広く庶民生活と融合し、大衆の家庭生活の延長及び公衆の欠くことのできな衛生施設として公衆浴場法の規制を受けその入浴料金は物価統制令実施以前から許可料金をとり利潤も極めて少く経営者の全家族労働(自家努力)によつて経営を維持してゐる現状である。特に経営主の湯水の調節、かまたき口の操作、使用人の浴客サービス等は多年の経験技術を必要

三日受理
町村合併による人口十万人以上の合併団体育成助長の請願
請願者 長野市長倉島至外一名
紹介議員 池田宇右衛門君
長野市は昭和二十九年四月一日、近郊十箇村を合併したが、合併促進法適用基準人口十万人を超えることわずかに三百人のために同法の適用から除外され、あらゆる恩典はもたないものと、とくに地方交付税の算定に關する特例に浴しないため、合併後における財政事情は、まことに窮迫の度を加へてゐる実情であるから、今回新たに制定されるやにそく關する新市町村建設促進法においては、現行町村合併促進法の規定に基く適用規模である十万人を十五万未満までの市に拡大する措置を講じ、もしくは十万人以上十五万未満の人口段階別の制限方法によつて同法の各種特例を受けることができよう考慮せられたいとの請願。

第一一六八号 昭和三十一年四月二日受理
公衆浴場業に對する事業税軽減の請願
請願者 東京都新宿区諏訪町五五 本田章外一名
紹介議員 鈴木 一君
公衆浴場業は、広く庶民生活と融合し、大衆の家庭生活の延長及び公衆の欠くことのできな衛生施設として公衆浴場法の規制を受けその入浴料金は物価統制令実施以前から許可料金をとり利潤も極めて少く経営者の全家族労働(自家努力)によつて経営を維持してゐる現状である。特に経営主の湯水の調節、かまたき口の操作、使用人の浴客サービス等は多年の経験技術を必要

三日受理
町村合併による人口十万人以上の合併団体育成助長の請願
請願者 長野市長倉島至外一名
紹介議員 池田宇右衛門君
長野市は昭和二十九年四月一日、近郊十箇村を合併したが、合併促進法適用基準人口十万人を超えることわずかに三百人のために同法の適用から除外され、あらゆる恩典はもたないものと、とくに地方交付税の算定に關する特例に浴しないため、合併後における財政事情は、まことに窮迫の度を加へてゐる実情であるから、今回新たに制定されるやにそく關する新市町村建設促進法においては、現行町村合併促進法の規定に基く適用規模である十万人を十五万未満までの市に拡大する措置を講じ、もしくは十万人以上十五万未満の人口段階別の制限方法によつて同法の各種特例を受けることができよう考慮せられたいとの請願。

第一一六八号 昭和三十一年四月二日受理
公衆浴場業に對する事業税軽減の請願
請願者 東京都新宿区諏訪町五五 本田章外一名
紹介議員 鈴木 一君
公衆浴場業は、広く庶民生活と融合し、大衆の家庭生活の延長及び公衆の欠くことのできな衛生施設として公衆浴場法の規制を受けその入浴料金は物価統制令実施以前から許可料金をとり利潤も極めて少く経営者の全家族労働(自家努力)によつて経営を維持してゐる現状である。特に経営主の湯水の調節、かまたき口の操作、使用人の浴客サービス等は多年の経験技術を必要

とするものであつて当然、本業に対する事業税は第三種事業税の範ちゆうに属するものであるから、すみやかに公衆浴場業に対する事業税(現在第二種)を第三種事業税に指定せられたいとの請願。

第一一七〇号 昭和三十一年四月四日受理
地方税法第百十五条第一項改正に関する請願
請願者 東京都中央区京橋三ノ一 和田義春外五名
紹介議員 安井 謙君

地方税法第百十五条に定められた遊興飲食税の対象者の解釈がきわめて不徹底であるため、いわゆる類似営業者と類似職業婦人の巧妙なぞく出となり、その営業設備と内容においても高級享楽と見なされ、かつまた芸者就業の実態をしのぐものがあるにもかかわらず、同条第一項がひとり芸者を対象として適用され芸者料金だけが百分の三十課税されていることは、税の公平な負担をわい曲するものであり、まことに遺憾にたえないところであるから、本来は本税の全面的撤廃を望むものであるが、地方財政補給上廃止が困難であれば、芸者の料金を対象とする遊興飲食税を全面的に一律均一課税に改正せられたいとの請願。

第一一八〇号 昭和三十一年四月五日受理
大分県田平地区の分村合併に関する請願
請願者 大分県大野郡野津村西畑 矢野郁美外二十四名

紹介議員 矢嶋 三義君

大分県野津町大字西畑は、入北、田中、竹脇、鼓石及び東光寺の五部落、戸数百八十七戸、人口千八百三十三名を有し、通称田平地区と言つてゐるが、住民の意に反して野津町に合併されたものである。田平地区は、地形、交通及び経済的結合状態並びに歴史的その他あらゆる条件からして三重町に合併することが地区民永遠の福利発展のために有利であり、一千住民の民意も三重町への合併に団結し、分村合併の運動をつづけているものであるが、いまだにこれが実現を見るにいたらず、はなはだ遺憾とするところであるから、田平地区が三重町へ一日も早く分村合併できるよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一一八五号 昭和三十一年四月五日受理
市町村立高等学校教職員の退職年金に関する請願
請願者 大阪府守口市春日町京阪高校内全国市町村立高等学校長会内 原田 正逸
紹介議員 矢嶋 三義君

去る二十二国会に提案せられた「地方自治法の一部を改正する法律案」中に含まれている公務員の退職年金通算制度は、義務教育諸学校並びに都道府県高等学校教職員には適用されるが、市町村立高等学校教職員には適用されないように伝えられているが、万一このようになると実現すれば、ひとしく教育公務員である者に対してはなほだしく不平等の取扱ひとなるばかりでなく、昭和二十四年以後新なる人事交

流等が不可能となり、高等学校教育の正常な遂行を阻んでいる現状であるから、全国市町村立高等学校教職員の退職年金制度を改正して、都道府県立高等学校及び義務教育諸学校教職員と同様、在職期間を全国通算するよう緊急に法的措置を講ぜられたいとの請願。

第一一九三三号 昭和三十一年四月六日受理
地方財政の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一 東京労働組合連合会内 岡本五太郎 外三千三百九十三名
紹介議員 加藤シヅエ君

地方財政の確立を図るため、(一)たばこ消費税の地方譲与率を三十パーセントに引き上げること、(二)入場譲与税法の改正をとりやめること、(三)地方起債のわくを撤廃すること等の措置を講じ、もつて東京都財政の確立を期せられたいとの請願。

第一二一一号 昭和三十一年四月九日受理
府県官公署事業用施設に対する固定資産税賦課反対の請願
請願者 岡山県議会議長 浅越 和夫
紹介議員 島村 軍次君

政府は、地方財政の窮乏打開の一方策として、いわゆる三公社の固定資産に対する課税を廃止し、府県官公署事業用施設に対しても均衡上市町村税である固定資産税を課することであるが、官公企業は元来地方団体住民全体の利益をはかるべきものであるにもかかわらず、政府案は府県内の特定市町

村のみに特別の利益をもたらし、府県の負担はかえつて増大するものであるから、公益電気事業等については固定資産を課さないよう取り計らわれたいとの請願。

第一二二二号 昭和三十一年四月九日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都新宿区戸塚町三ノ八八八 小林亮一外七百七十名
紹介議員 羽生 三七君

今次国会に提出されている国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案が成立施行されることになること、東京都住宅協会アパート(二十七団地四千六百十戸)に居住している借家人にとつては、同法第十七条の適用により家賃に転嫁される公算が大であり、総額一萬五千六百名を数える居住者は非常な不安にかられているから、同法案中に「この法律は、十五坪未満の住宅については適用しない」旨の条項をそり入して、家賃が値上げとならないよう取り計らわれたいとの請願。

第一二二三号 昭和三十一年四月九日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都中野区広町二二 中野広町住宅 鷺崎俊雄外八百二十四名
紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第一二二二号と

と同じである。

第一二二四号 昭和三十一年四月九日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都中野区広町住宅 一二二二 城戸利一外千百七十一名
紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一二二五号 昭和三十一年四月九日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都中野区広町住宅 N三三六号 田中信外千百十四名
紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

第一二二六号 昭和三十一年四月九日受理
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案中一部修正に関する請願
請願者 東京都豊島区駒込一ノ九九 山鹿よし外八百三十五名
紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一二二二号と同じである。

昭和三十一年四月十九日印刷

昭和三十一年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局